

IV なぜ同様のミスが繰り返されたのか

水道水に放射性物質は含まれていないか、ほんとうに安全だろうか——。本件放送は、原発事故後に多くの視聴者・市民が抱いたこの切実な疑問に答えようとした企画だった。ところが、番組で宅配の水を使っていると紹介した主婦がX社の利害関係者かどうかをきちんと確認しないまま放送したために、事実を正確に伝えておらず、また公正性が損なわれているという放送倫理の問題を抱えることとなった。確認さえしていれば、過ちを防ぐことは容易にできたし、その確認はさほど難しくなかったと思われるのに、いったいなぜそれができなかったのだろうか。

先に述べたように、委員会は本件放送にかかわった制作スタッフと、その後の社内調査を行った関係者らから聴き取りをしたが、そこから浮かび上がってきた問題は以下の3点にまとめることができる。

1 ベテランゆえの過信

本件放送を制作した報道ニュース企画班は、ペットビジネス事案後の再発防止策を検討したなかで、次のように事実確認の方法を総括していた。

- i) 多くの人の目で、何重にも確認を重ねることをこれまで以上に実践する。
- ii) その姿勢は、「はなから信用せず」「あえて疑いの目を持って」確認にあたる。
- iii) 水際でくい止めることも、“人の目”しかなく、多くの人の目で、何重にもチェックを重ねることをこれまで以上に実践していく。

しかし、この総括は、本件放送にはまったく活かされなかった。

Bディレクターは、X社のY部長に宅配の水の利用者を紹介してくれるよう依頼した際、あくまでそれが同社と利害関係のない、「一般の」利用者を紹介してほしいという趣旨であることが伝わっていると思いついでいた。

Bディレクターからこの経過を聞いていたA統括ディレクターも、Y部長がX社の利害関係者を紹介してくるなどとは予想していなかったことから、Bディレクターにあらためて利害関係を確認するよう指示しなかった。

A統括ディレクターはみずから主婦の自宅を訪れ、取材を行ったが、その場のやりとりなどから信頼のおける人物であるという強い印象を受けたため、利害関係を直接確認する質問はしなかった。

本件放送の制作全体に責任を負っていた担当プロデューサーは、一連の取材経過の報告を受けたとき、A統括ディレクターらにX社と主婦のあいだの利害関係をきちんと確認するよう指示することもできたはずだった。また、他のスタッフにも、2度行われた試写のときなどに質問をし、相互に確認をする機会があった。さらに、報道ニュース企画班の別のプロデューサーが担当した最終段階のチェックシートによる確認

の際にも、主婦はX社の利害関係者ではないか、ともう一步踏み込んだ質問を行うことも可能だった。

しかし、「多くの人々の目で、何重にも確認を重ねる」機会があったにもかかわらず、せつかく報道ニュース企画班内で確認し合ったはずの「はなから信用せず」「あえて疑いの目を持って」事実を確かめる姿勢を貫いた番組関係者はひとりもいなかった。

そうってしまった大きな原因は、本件放送の制作進行を中心的に担った担当プロデューサーとA統括ディレクターが、どちらも取材や報道の経験を積んだベテランだったことにあった。担当プロデューサーは報道局勤務が長く、報道ニュース企画班の責任者だった。A統括ディレクターも取材・報道の経験が多く、これまでもたくさんの特集企画を手がけてきた。

周囲にいた制作スタッフらは委員会の聴き取りに、「A統括ディレクターが取材したのだから大丈夫と思った」「担当プロデューサーがA統括ディレクターに（X社と主婦の関係を）きちんと確認しているにちがいないと思った」等々と答えている。

ここには、根拠のない信頼の連鎖があった。制作スタッフが互いに信頼し合うことはもちろん大切だが、だからこそできたはずの自由闊達な相互チェックをしないまま、事実の確認を取材現場に出向いたA統括ディレクターやBディレクターらに任せきりにしてしまった。こうして内部チェックは空洞化し、ペットビジネス事案後の取り組みが活かされない結果を生じることになった。

2 サブテーマゆえの落とし穴

本件放送の中心的テーマは、金町浄水場の浄水工程や環境省の河川モニタリング調査を取材し、水道水が安全かどうかを検証するところにあった。

他方、宅配の水については、水道水の安全性に不安を抱く人々が少なくないことを、利用者や購入量の増加等によって示唆する傍証として取り上げられていた。したがって時間的な配分も、X社と主婦の場面は、全体の約18分中の3分半にとどまっていた、いわばサブテーマの扱いだった。このことが、本件放送の制作スタッフらがX社と主婦の关系到さほど注意を向けず、事実確認がおろそかになる背景を作り出したように思われる。

とはいえ、X社の宅配の水の価格などを紹介し、大型ボトルや社名の入った配送車の映像を大きく映している以上、本件放送が、視聴者にX社の商品に関する好意的情報を提供していることは明らかだった。たとえサブテーマであろうと、この種の報道が企業の宣伝となり得る特質に留意しなければならなかったことは言うまでもない。

また、宅配の水を使っている主婦のインタビューでの発言は、水道水の安全性に不安を抱く消費者意識を一般的に代弁しているにとどまらず、とくに金町浄水場の浄水工程と放射性物質不検出の結果を紹介したあとに、「それでもうちでは宅配の水を使い

ます」という旨を語る場面などは、水道水の安全性に再び疑義を呈する流れを作り出して、インパクトは小さくない。この発言は、安全であるという水道局の言い分だけに偏らないように、番組の内容のバランスをとる重要な役割を担っている。しかも、本件放送の最後でナレーションやキャスターが「水を作る側の努力と飲む側の意識にはいまだ埋まらぬ深い溝がありました」等々と締めくくるためのつなぎ役ともなっている。

したがって、主婦と宅配の水の会社との利害関係の有無は、慎重に確認すべき基本的事実のはずだった。しかし、その確認は怠られた。

3 機能しなかった「企業・ユーザー取材ガイドライン」

日本テレビは、本件放送と同様に、取材対象企業の関係者を一般ユーザーとして紹介し、自社サービス商品を賞賛する放送をしたペットビジネス事案の苦い教訓を受け、先にも述べたように、独自に「企業・ユーザー取材ガイドライン」を策定していた。その内容は、経済部長の主導で準備され、報道局の取材・編集各部門のデスク以上の幹部が討議・了解した上で、それぞれの部下の取材・制作スタッフに周知したという。

しかし、本件放送のBディレクターは、本プロジェクト限りの契約であり、契約以前に作られたこのガイドラインの内容を知らなかった。このため、Bディレクターは、ここに記されていた企業・ユーザー取材の際のルールを認識していなかった。

一方、Bディレクター以外のスタッフは、ガイドラインの存在を知ってはいた。しかし、日常的な制作過程では、その中身は十分には浸透していなかった。

例えば、A統括ディレクターの脳裡からガイドラインは「飛んでいた」し、担当プロデューサーやチェックリストを確認したプロデューサーをはじめとする他のスタッフも、ガイドラインの規定に従って主婦とX社の利害関係を確認しようという意識は薄かった。委員会が行った各スタッフに対する聴き取りからは、ガイドラインが報道現場ではほとんど機能していなかった様子が浮かんでくる。

たしかに本件放送とペットビジネス事案のあいだには、微妙な相違がある。ペットビジネス事案では、取材・制作を担当した若手ディレクターは、取材対象企業から紹介された利用者が同社の社員であることを知りながら、あたかも一般利用者のように装って取材・制作を行った。これは、いわば故意の事案だったが、本件放送の場合、制作者側にはその種の故意はなかったから、ガイドラインの存在が強く意識されることはなかったのかもしれない。

また、ペットビジネス事案は、ともすれば内にこもり、孤立しがちな若手スタッフと上司や同僚とのコミュニケーションの難しさという側面を持っていた。その後、そこを教訓として、あらたな研修システムも整備されたが、本件放送の取材・制作に当たったのは、そうした若手ではなく、主にはベテランや中堅以上の制作者だった。こ

の見た目の相違に、若手の失敗として受け取られたペットビジネス事案と、それを機に作られたガイドラインを十分に想起させない落とし穴があったと思われる。

言い換えれば、アレはアレ、コレはコレだった。ガイドラインは特定の事案と結びつけられ、その限りでは大切にされたが、それ以上の広がりを持たなかった。

ここは、重要なところである。

誰でも失敗することはあるし、どんな放送現場にも失敗はある。その苦い経験を経て、人も職場も教訓を得て、少し賢くなったり、仕組みを変えたりして、次の試練に対応する力をつけていく。それは、個別の事例から応用の利く知恵と力を獲得するということである。放送倫理に即して言えば、外部からさまざまにやってくる衝撃を受け止め、一人ひとりのなかで、また制作チームや職場全体で内発的な、自律的な力に転換することである。

ガイドラインの策定と周知の経緯を見ると、このあたりのことが十分に認識されていなかったように思われる。報道局幹部によって策定されたガイドラインは、いわばトップダウンのような形で取材・制作の現場に下ろされている。それは何かの指標や標語のように外側にあるものであって、一人ひとりが自分のなかに取り込んで血肉化するきっかけがないまま、相変わらずどこか外側にぶら下げられているものだった。なぜこのようなガイドラインが作られているのかが理解され内面化されるような形でガイドラインの周知が図られない限り、ガイドラインが効果的に機能することは期待できないことをこの事案は示している。